

保育所の設置認可審査要領

(趣旨)

第1条 市町村以外の者による保育所設置認可等については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 認可に当たっては、児童福祉法（以下「法」という。）第35条第5項の規定を踏まえて審査を行うものとする。

(設置者)

第2条 設置者は、社会福祉法人及び学校法人以外の者である場合は次の各号に掲げる全ての要件を、社会福祉法人及び学校法人である場合は第1号及び第6号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- ① 保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、既に第1種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律45号）第2条第2項第2号から第4号にまでに掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人、緊急に保育所の整備が求められている地域（設置認可申請時の待機児童数が原則1人以上である市町村をいう。）において保育所を設置する社会福祉法人及び社会福祉法人以外の法人については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしている場合には、この限りではない。
- ② 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- ③ 財務内容が適正であること（直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。）
- ④ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- ⑤ 次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及

び事業所内保育事業をいう。)において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者(最低基準を満たし、かつ地方公共団体の補助対象となっている認可外保育施設で、現に2年以上勤務している者であって保育士資格を有する者などをいう。)であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者(社会福祉に関する教育又は研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者、数年以上社会福祉事業に各々の立場から関与した公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者、社会福祉法人の理事などをいう。)を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

⑥ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

イ 申請者が、法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ウ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

エ 申請者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該保育所の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、エ本文に規定する認可の取消しに該当

- しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- オ 申請者と密接な関係を有する者が、法第58条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、オ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- カ 申請者が、法第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- キ 申請者が、法第46条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ク カに規定する期間内に法第35条第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、カの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ケ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- コ 申請者が、法人で、その役員等のうちにアからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

サ 申請者が、法人でない者で、その管理者がアからエまで又はカからケまでのいずれかに該当する者であるとき。

(認可の要件)

第3条 認可に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第91号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第37号）に適合していること。
- ② 当該保育所を設ける位置は、既設の保育所との距離、要保育児童の分布状況、地理的条件、及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」（昭和59年条例第30号）等施設建設に係る他の関係法令等を総合的に勘案して適当であると認められること。
- ③ 定員は20人以上とすること。
- ④ 施設整備（建設）費用等の借入金の償還計画、土地の賃借料の支払い計画等が「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発第0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等に定める内容に照らして適切であること。
- ⑤ 法第35条第7項に定める市町村長との協議が整っていること。
- ⑥ 認可外保育施設等であるものを認可保育所にする場合は、現在利用している児童の保護者に継続利用の意思確認を行うとともに、保育料等の説明を十分に行い、了承を得ていること。また、これに関して、その説明経過等を示した資料を添付すること。
- ⑦ 児童福祉施設指導監査実施要綱等に準じ、施設、保育内容及び給食等に関する現地調査（以下「現地調査」という。）を受けること。

(審査の実施)

第4条 審査は、保育所設置認可事務所管課が実施し、書類審査と現地調査を行うものとする。

- 2 現地調査は、当該保育所から調査に係る事前資料の提出を受け、事業開始予定日の概ね1か月前に実施する。

(外部審査会)

第5条 認可に当たっては、別に定めるところにより、社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所設置認可部会を開催し、その意見を聴くものとする。

(認可の時期)

第6条 認可の時期は、申請者の事業開始予定日の概ね2週間前までに完了するものとする。ただし、現地調査の結果により施設等の改善が必要な場合等には、申請者の事業開始予定日に関係なく認可の時期を延ばすことができる。

(申請書類)

第7条 申請にあつては、別表に掲げる書類を提出しなければならない。

(認可の取消し)

第8条 保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取り消しを行うことがある。

附 則

この要領は、平成21年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。